平成２３年（フ）第２３９号
長野県塩尻市大字広丘野村1572番地４　タカギマンションＮｏ５―206
債務者　柴田　英子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２４１号
長野県塩尻市大字広丘吉田1039番地１　いすずマンション302号
債務者　吉原　由香
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２４７号
長野県松本市安曇126番地２　ベルハイツ大野田Ａ404号
債務者　杉本由利子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第７６号
岐阜県高山市中切町1871番地７
債務者　古川佳代子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第２３４３号
愛知県東海市富木島町西山田１番地の１　Ｃ棟705号
債務者　河野　　稔
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３０号
滋賀県愛知郡愛荘町岩倉789番地、前住所大阪市中央区日本橋２丁目20番３号　ＫＷレジデンス日本橋306号室
債務者　安孫子幸司
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１５９号
鳥取県米子市西福原５丁目７番５号　101号
債務者　西山　　優
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１６９号
鳥取県米子市錦町３丁目122番地８　ベルトピア錦町106号
債務者　柏木　祥宏
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第４７９号
広島市安佐北区亀山西１丁目３番31号
債務者　株本　静加
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１００５号
広島県東広島市三永２丁目９番23―102号　若山ガーデンヒルＣ
債務者　生塩　英仁
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０８１号
広島市安芸区瀬野２丁目15番９―304号
債務者　角　　優子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１３３号
広島市南区宇品海岸１丁目２番27―704号　宇品海岸83ビル
債務者　篠崎英次郎
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５７号
愛媛県松山市南久米町686番地11　メゾン・ド・白バラ202号
債務者　加藤　幸恵
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６１号
愛媛県松山市千舟町６丁目５番地５　サーパス市駅前405号
債務者　髙橋　義隆
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６２号
愛媛県松山市千舟町６丁目５番地５　サーパス市駅前405号
債務者　髙橋　芳身
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７０号
愛媛県松山市喜与町１丁目12番地15　フィオーレ松山207号
債務者　柳瀬　　淳
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７９号
愛媛県松山市土手内282番地
債務者　平　　克也
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　松山地方裁判所民事部